

第2次一般廃棄物処理基本計画

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）



宇城広域連合

～ 夢のせて 未来へはばたけ 宇城広域連合 ～



一般廃棄物処理基本計画目次

第1編 総論

1	計画策定の趣旨	・・・	1-1
2	計画の位置づけ	・・・	1-2
3	計画期間	・・・	1-3
4	計画の対象区域	・・・	1-3
5	計画の対象廃棄物	・・・	1-4
6	計画の進行管理	・・・	1-5

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1	人口と世帯数等の推移	・・・	2-1
2	事業所数の推移	・・・	2-2
3	ごみ処理の状況	・・・	2-3
4	前計画の総括	・・・	2-12
5	今後の課題	・・・	2-26

第2章 ごみ処理の将来像及び実現に向けた施策

1	ごみ処理の理念	・・・	2-27
2	基本方針及び施策	・・・	2-27
3	広域連合圏域の人口推計	・・・	2-28
4	成果指数と目標値	・・・	2-30
5	実現に向けた施策の内容	・・・	2-33

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1	生活排水処理の現状	・・・	3-1
2	前計画の総括	・・・	3-9
3	今後の課題	・・・	3-18

第2章 生活排水処理の将来像及び実現に向けた施策

1	生活排水処理の理念	・・・	3-19
2	基本方針及び施策	・・・	3-19
3	成果指数と目標値	・・・	3-19
4	実現に向けた施策の内容	・・・	3-23

第1編 総論

1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき策定するもので、宇城広域連合(以下「広域連合」という。)管内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

平成27年9月、国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)が、同年12月には、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、廃棄物発生的大幅な削減や海洋汚染の防止・削減等、地球規模での対策が求められる一方、各地域でも着実な取組みが求められています。

国では、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法が制定されました。循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」として捉え直し、その適正な循環的利用(再利用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

このような背景を踏まえ、広域連合では、平成29年3月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前計画」という。))」を策定し、ごみ処理・処分の4原則(減量化、安定化、安全化、資源化)に加え、4R〔リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)]を推進してきました。本計画は、令和5年度で前計画の計画期間が終了することに伴い、広域連合と、その構成市町である宇土市、宇城市及び美里町(以下「関係市町」という。)の一般廃棄物処理のあり方について検討し、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする新たな第2次一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、広域連合及び関係市町における一般廃棄物処理事業の最上位計画です。

なお、一般廃棄物には、「ごみ」に加え、「し尿」及び「浄化槽汚泥」も含まれることから、本計画は、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」の2本立てとしています。

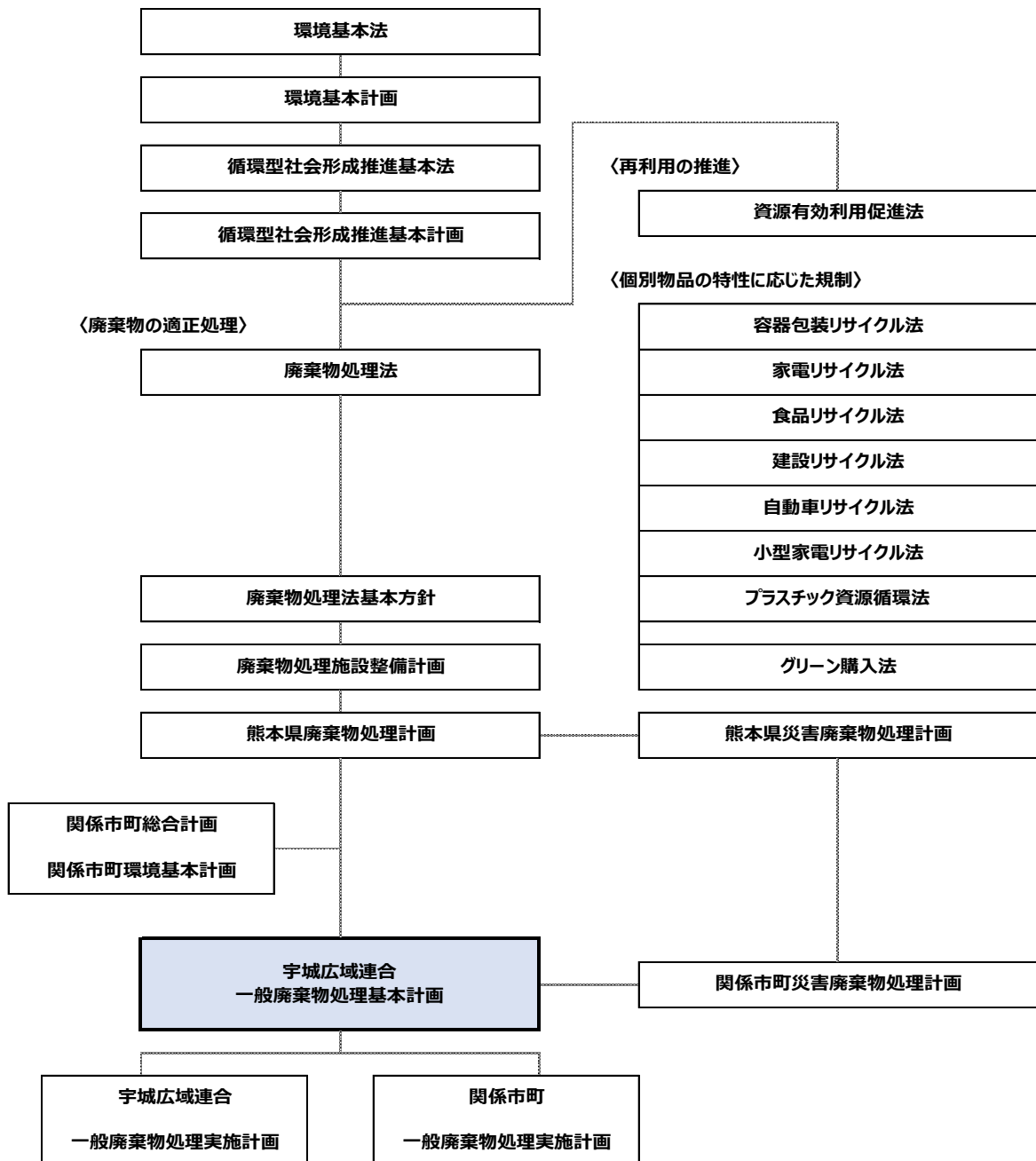


図 1-1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

令和10年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、実施計画は、関係市町及び広域連合が毎年度作成するものとする。

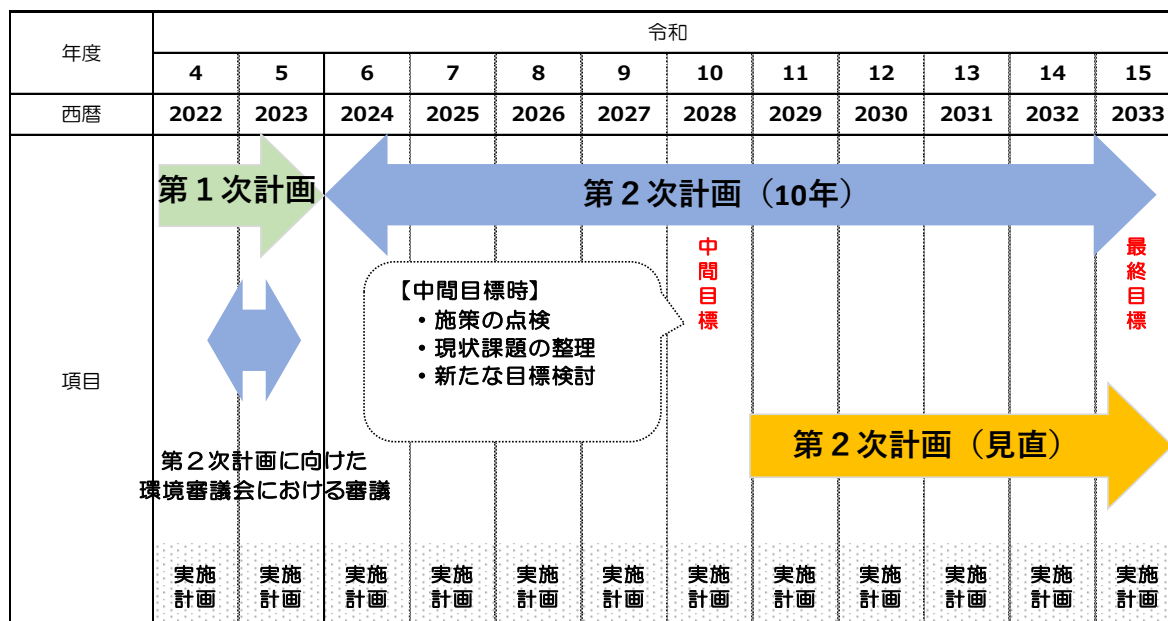


図1-2 計画期間

4 計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、広域連合圏域の宇土市、宇城市及び美里町とします。

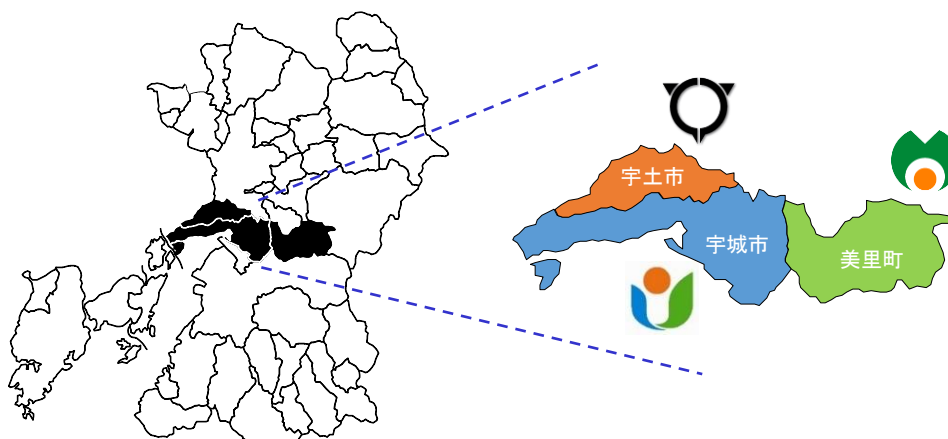
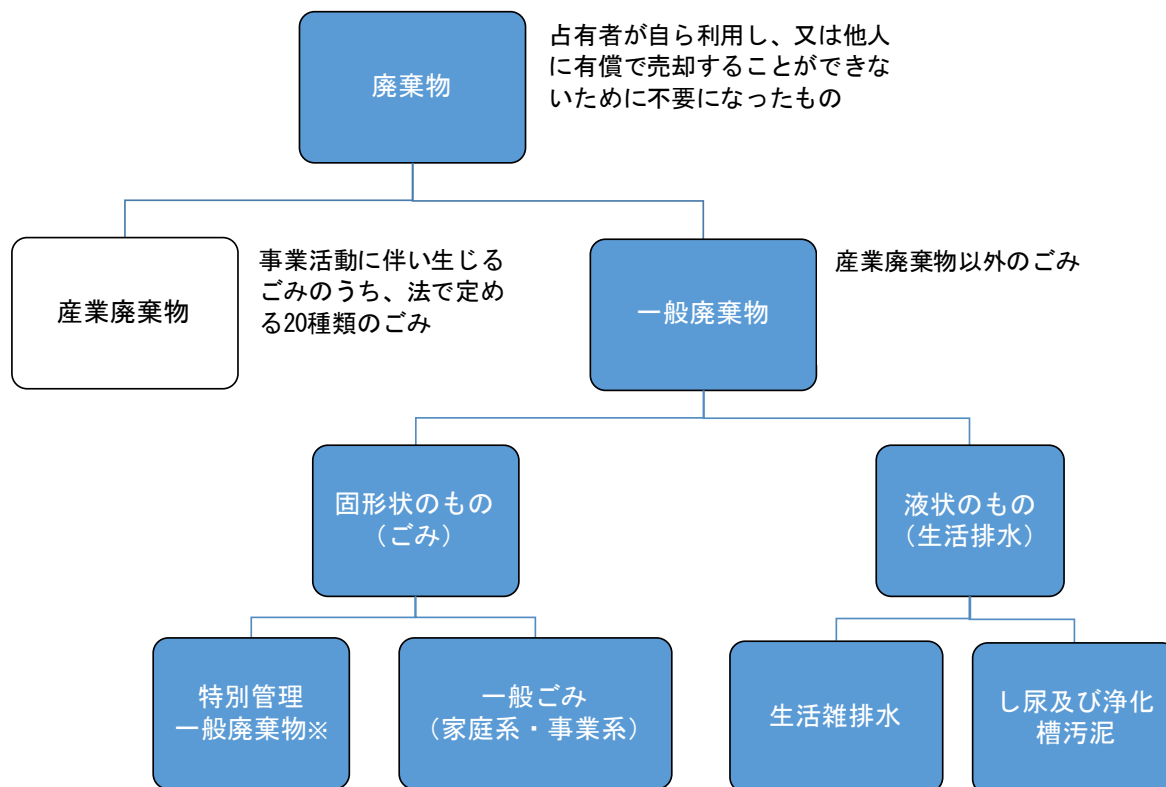


図1-3 計画対象区域

5 計画の対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法第2条において定める一般廃棄物とし、具体的には以下に図示するものとします。



※ 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物

図1-4 計画対象廃棄物

表1-1 計画対象外廃棄物の取扱い

区分	処理・処分先
家電リサイクル対象物	取り扱い小売店などの引き取り
	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンなど
パソコンリサイクル対象物	メーカーでの引き取り
	ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイなど
収集・処理困難物	販売店、専門業者、医療機関に依頼又は相談
	コンクリート、土、砂、石、レンガ、ブロック、農薬の空きびん、化学薬品びん、廃液、バッテリー、農業用ビニール、プロパンガスボンベ、消火器、自動車部品、医療系廃棄物など

6 計画の進行管理

施策の実施状況や成果指標の目標値の達成状況については、毎年度「一般廃棄物処理実施計画及び処理実績」に基づき、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルによる進行管理を実施します。

表 1-2 計画の進行管理

項 目	内 容
Plan（計画の策定）	広域連合長の諮問に応じ調査審議を行う「環境審議会」において、「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。 策定した計画は、住民や事業者等に情報提供し、広く周知する。
Do（施策の実行）	広域連合及び関係市町ごとに本計画に基づいた実施計画を作成し、施策を実行する。
Check（評価）	広域連合及び関係市町で計画の進捗状況を把握し、達成度合いを環境審議会で評価する。広域連合で廃棄物の組成分析等の基礎調査を実施する。
Action（見直し）	広域連合は、環境審議会の評価を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しと改善を行う。また、本計画の前提条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行う。

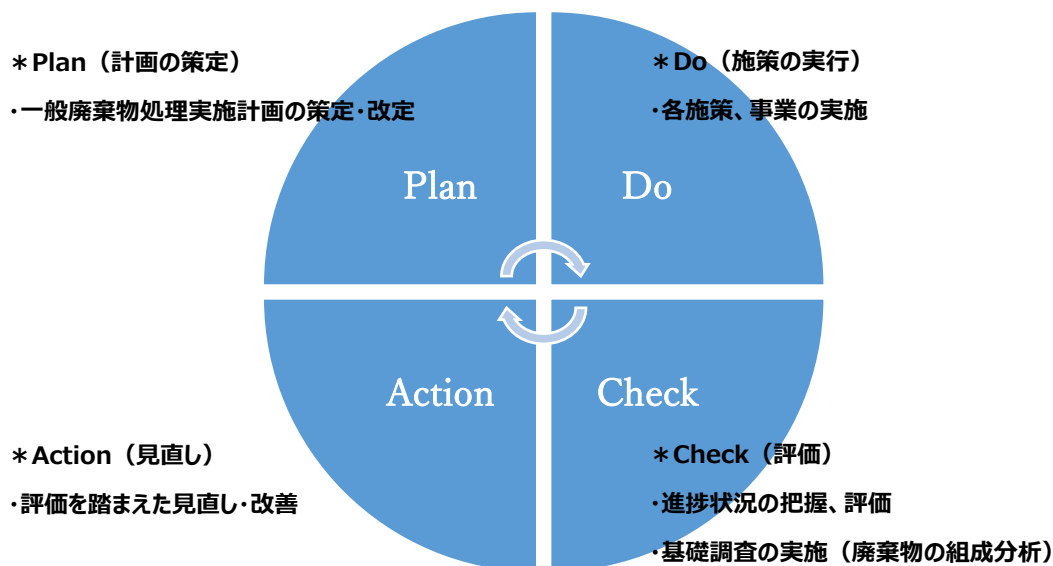


図 1-5 PDCA サイクルのイメージ